

令和6年3月総会

議 事 録

島 田 市 農 業 委 員 会

- 1 開催日時 令和6年3月11日(月)
開会 13時30分 閉会 16時29分
- 2 開催場所 市役所 3階 大会議室西
- 3 出席委員 農業委員 17名
- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 1 池ヶ谷 明生 | 2 今村 晴喜 | 4 岩本 剛久 | 5 後藤 直 |
| 6 櫻井 和也 | 7 澤本 吉廣 | 8 柴田 重雄 | 9 柴野 佳代子 |
| 10 鈴木 聡 | 11 鈴木 芳信 | 12 仲山 和彦 | 13 原田 勝司 |
| 14 増本 努 | 16 守谷 能精 | 17 八木 純子 | 18 森 孝雄 |
| 19 山下 忍 | | | |

農地利用最適化推進委員 13名

- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 1 萩原 憲一 | 2 山田 静雄 | 3 柴田 忠志 | 4 成岡 義人 |
| 5 増田 幸雄 | 6 塚本 澄雄 | 7 石澤 宏俊 | 8 増田 尚士 |
| 9 杉本 芳樹 | 11 平井 晃芳 | 12 滝山 栄治 | 13 小玉 吉孝 |
| 14 松下 宣良 | | | |

- 4 欠席委員 2名
- 農業委員 2名
- | | |
|---------|----------|
| 3 井村 浩幸 | 15 森下 孝之 |
|---------|----------|
- 農地利用最適化推進委員 無し

5 議事日程

第1 議事録署名人の指名

- 日程、第2、報告
- | | |
|------|--------------------|
| 第40号 | 農地法第3条の3第1項の届出について |
| 第41号 | 農地法第18条第6項の通知について |
| 第42号 | 農地転用の届出について |

- 日程、第3、議案
- | | |
|------|----------------------|
| 第64号 | 農地法第3条(所有権移転)について |
| 第65号 | 農地法第3条(使用収益権の設定)について |
| 第66号 | 転用許可後の事業計画変更について |
| 第67号 | 農地法第4条について |
| 第68号 | 農地法第5条について |
| 第69号 | 非農地の判断について |
| 第70号 | 農用地利用集積計画について |
| 第71号 | 農地利用最適化推進委員の決定について |

- 6 農業委員会事務局職員
- | | |
|----------|-------|
| 事務局長 | 山本 敏幸 |
| 係長 | 磯口 薫 |
| 主査 | 櫻井 暢子 |
| 主事 | 石原 裕之 |
| 会計年度任用職員 | 鈴木 高雄 |

7 会議の概要

○議長（山下 忍） それでは、ただいまから令和6年島田市農業委員会3月総会を開催します。

総会の開催にあたり、委員の出席状況を報告いたします。農業委員3番の井村浩之委員、15番の森下孝之委員の2名から欠席の届出がありました。

本日の出席者は 農業委員17名、推進委員13名です。出席委員が定数に達しておりますので、これより本日の総会を議事日程により進めていきたいと思えます。

○議長（山下 忍） 本日の総会の議事日程につきまして、事務局から説明を求めます。

○事務局（磯口係長） （議事日程を朗読）

〔日程第1 議事録署名人の指名〕

○議長（山下 忍） それでは本日の議事録署名人を決めたいと思えます。私から指名させていただくことでご異議ございませんか。

○出席委員 （異議なし）

○議長（山下 忍） それでは、議事録署名人は、12番の仲山和彦委員と14番の増本努委員にお願いいたします。

次に会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の磯口係長を指名いたします。

〔日程第2 報告〕

○議長（山下 忍） それでは、報告第40号 農地法第3条の3第1項の届出について、9件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

（報告第40号 農地法第3条の3第1項の届出について）

○事務局（磯口係長） 1ページです。

報告第40号 農地法第3条の3第1項の届出について
下記のとおり農地の権利取得の届出があったので報告する。
令和6年3月11日提出 島田市農業委員会会長 山下忍
件数は、9件です。

農地法第3条の3第1項の届出について説明します。

1番、届出人は南二丁目の〇〇〇〇さん、所在地は湯日の農地4筆で面積は3,564㎡、管理方法は全て貸付地です。

令和5年7月2日相続による権利取得であっせん希望がありますので、農地の利用について意向を確認し、調整いたします。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

2番、届出人は横岡の〇〇〇〇さん、所在地は横岡、横岡新田の農地10筆で面積は16,166㎡、管理方法は全て自作です。

令和5年2月11日相続による権利取得であっせん希望はありません。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

3番、届出人は湯日の〇〇〇〇さん、所在地は湯日の農地4筆で面積は5,516㎡、管理方法は全て自作です。

平成7年9月18日相続による権利取得であっせん希望はありません。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

4番、届出人は竹下の〇〇〇〇さん、所在地は竹下、横岡の農地8筆で面積は3,235.30㎡、管理方法は自作が5筆、荒廃農地が2筆、転用許可済地が1筆です。適正な管理を行うよう指導いたします。また、転用許可済地については速やかに登記地目の変更を行うよう指導いたします。

令和5年7月30日相続による権利取得であっせん希望はありません。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

5番、届出人は井口の〇〇〇〇さん持ち分2分の1、所在地は井口の農地1筆で面積は319㎡、管理方法は自作です。

令和5年9月30日相続による権利取得であっせん希望はありません。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

6番、届出人は井口の〇〇〇〇さん持ち分2分の1、所在地は井口の農地8筆で面積は5,492㎡、管理方法は自作が2筆、貸付地が6筆です。

令和5年9月30日相続による権利取得であっせん希望はありません。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

7番、届出人は神座の〇〇〇〇さん、所在地は神座の農地39筆で面積は9,909.35㎡、管理方法は自作地が30筆、貸付地が1筆、荒廃農地(山林)2筆、転用許可済地が6筆です。転用許可済地については速やかに登記地目の変更を行うよう指導いたします。

令和4年2月8日相続による権利取得であっせん希望はありません。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

8番、届出人は相賀の〇〇〇〇さん、所在地は相賀、神座の農地14筆で面積は5,583㎡、管理方法は自作7筆、貸付地1筆、荒廃農地3筆、荒廃農地(山林)3筆です。適正な管理を行うよう指導いたします。

平成26年9月12日相続による権利取得であっせん希望がありますので、農地の利用について意向を確認し、調整いたします。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

9番、届出人は元島田の〇〇〇〇さん、所在地は元島田の農地5筆で面積は1,160.94㎡、管理方法は全て自作です。

令和5年6月20日相続による権利取得であっせん希望はありません。

前所有者は被相続人の〇〇〇〇さんです。

報告第40号農地法第3条の3第1項の届出につきましては以上になります。

○議長(山下 忍) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員(柴野 佳代子) 5番、6番は持ち分2分の1だけ相続となっていますが、他の2分の1の方は相続をしなかったのでしょうか。

○事務局(磯口係長) 今回相続した方の持ち分が2分の1ということで、他の持ち分は他の方が持っているので相続が発生していないからです。亡くなった方の持ち分だけ相続することになるので、持ち分2分の1だけ所有権移転をしたからです。

○議長(山下 忍) その他、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員 (質疑なし)

○議長（山下 忍） ご意見もないようでございますので、報告第40号 農地法第3条の3第1項の届出、9件につきましては、届出書の提出どおり報告いたします。

○議長（山下 忍） それでは、報告第41号 農地法第18条第6項の通知について、1件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

（報告第41号 農地法第18条第6項の通知について）

○事務局（磯口係長） 次は6ページになります。

報告第41号 農地法第18条第6項の通知について

下記のとおり賃貸借の合意解約の通知があったので報告する。

令和6年3月11日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、1件です。

担当から説明します。

7ページになります。

1番、賃貸人は藤枝市の〇〇〇〇さん、賃借人は落合の〇〇〇〇さん。所在地は落合の農地1筆348㎡の内208㎡で解約後の利用方法は転用、離作補償があります。農地法に基づく貸借の解約です。

今後、提出予定の農地転用のための解約で、離作補償は土地売買代金の4割です。

報告第41号 農地法第18条第6項の通知につきましては以上になります。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご意見もないようでございますので、報告第41号 農地法第18条第6項の通知1件につきましては、届出書の提出どおり報告いたします。

（報告第42号 農地転用の届出について）

○事務局（磯口係長） 次は8ページになります。

報告第42号 農地転用の届出について

下記のとおり農地法第5条第1項ただし書きに該当する農地転用の届出があったので報告する。

令和6年3月11日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、3件です。

○事務局（大塚主査） 9ページをご覧ください。公共事業に伴う転用の届出3件について説明します。

1番案件、と2番案件は関連がありますので、併せて説明いたします。

譲受人は、島田市長 染谷絹代（建設課）、1番、譲渡人は大柳の〇〇〇〇さん、2番、〇〇〇〇さんです。

申請地は、1番、大柳南の田1筆、267㎡。2番、大柳南の田4筆計1,066㎡です。

場所は初倉小学校から北東へ530mに位置し、農地区分は1番、農用地区域内農地（青地）、2番 4筆中2筆が第1種農地、第2種農地、第3種農地に該当しない農地であるため、第2種農地（その他）、残る2筆が農用地区域内農地（青地）です。

転用理由は、道路で、谷口中河線改良事業によるものです。

事業期間は令和7年10月から令和9年10月の予定です。

3番案件、賃借人は、島田市長 染谷絹代（水道課）、賃貸人は大柳の〇〇〇〇さんです。

申請地は、身成の田1筆、2,104の内580㎡です。

場所は島田市野外活動センター山の家から北北東へ510mに位置し、農地区分は農用地区域内農地（青地）です。

転用理由は、令和5年度 川口浄水場整備工事に係る工事用地で、工事に伴う仮設ヤード・進入路を整備し、一時転用となります。

事業期間は令和6年2月から令和7年3月の予定です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご意見もないようでございますので、報告第42号 農地転用の届出3件につきましては、届出書の提出どおり報告いたします。

〔日程第3 議案〕

○議長（山下 忍） ここから、議案の審議となります。

議案第64号 農地法第3条（所有権の移転）について、8件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第64号 農地法第3条（所有権の移転）について）

○事務局（磯口係長） 10ページをご覧ください。

議案第64号 農地法第3条（所有権の移転）について

下記のとおり所有権の移転の申請があったので、許可するものとする。

令和6年3月11日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数、8件です。

1番、親子間の贈与になります。

受贈人は阪本の農業〇〇〇〇さん、耕作面積は4,704㎡、農業従事日数は本人265日です。

贈与人は阪本の〇〇〇〇さんです。

申請地は阪本の農地3筆 合計面積は1,355㎡、区分は贈与です。

理由は、規模拡大のための贈与です。

場所は、谷口橋右岸側より南東に約750m付近に位置しています。

補足説明を初倉地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（今村 晴喜） 3月2日、塚本推進委員と見てきました。受贈人は新規就農者で、ハウス栽培でミニトマトを作っています。実家はお茶農家で、今後はお茶も作っていきたくための取得です。現在も管理されていて、今後もしっかりと管理していくと言っていたので問題ないと判断しました。お願いします。

○事務局（磯口係長） 2番、姉妹間の贈与になります。

受贈人は中溝町の農業 〇〇〇〇さん、耕作面積は330㎡、農業従事日数は本人200日、夫200日です。

贈与人は藤枝市の〇〇〇〇さんです。

申請地は相賀の農地1筆 合計面積は63㎡、区分は贈与です。
理由は、受贈人は自宅から近い妹所有の申請地を譲り受け、耕作したく、贈与人は耕作できないことによる贈与です。
場所は、島田警察署より南東約350m付近に位置しています。
補足説明を旧市内・大津地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（鈴木 芳信） 3月1日に増本委員、萩原推進委員と現地を見てきました。柑橘類が植えられて、現在もしっかり管理されています。問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

○事務局（磯口係長） 3番、譲受人は、相賀の農業兼会社役員〇〇〇〇さん、耕作面積14,072㎡、耕作従事日数は本人が60日、父150日です。
譲渡人は、相賀の〇〇〇〇さんです。
申請地は相賀の農地1筆、面積は677㎡、区分は売買で両者協議済みです。
理由は、譲受人は、規模拡大を図りたく、譲渡人は高齢で耕作ができないため、申請に及んだものです。
場所は、旧島田北中学校より北西に約1km付近に位置しています。
補足説明を島田北部地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（柴田 重雄） 2月29日、柴田推進委員と現地を確認してきました。譲受人の父に立ち会っていただきました。現在すでに譲受人が水稻を耕作しております。この辺の何か所かは譲受人が耕作しており、耕作面積も従事日数も問題ありません。よろしく申し上げます。

○事務局（磯口係長） 4番、譲受人は、竹下の農業〇〇〇〇さん、耕作面積53,815.60㎡、耕作従事日数は本人が200日、妻150日です。
譲渡人は、三重県亀山市の〇〇〇〇さんです。
申請地は竹下の農地2筆、面積は合計で699㎡、区分は売買で両者協議済みです。
理由は、譲受人は、自宅近くにある申請地を譲り受け耕作したく、譲渡人は遠方で生活しており耕作ができないため、申請に及んだものです。
場所は、竹下316-2は五和小学校より西に約150m付近、竹下416-1は五和小学校より西に約250m付近に位置しています。
補足説明を五和地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（後藤 直） 3月5日に農業委員3名、推進委員2名で現地を確認してきました。譲渡人は三重県に住んでいて耕作できないため、376㎡の方は北側を耕作者が管理しており茶を耕作することです、332㎡の方は田で水稻を耕作することでした。従事者は本人と妻ですが、雇いもしています。耕作面積が53,815㎡あり充分管理できると思いますのでよろしく申し上げます。

○事務局（磯口係長） 5番から8番案件は関連がありますので、併せて説明します。なお、6番案件から8番案件の申請地は5番案件の地続きの農地になります。
5番から8番案件共に譲受人は、細島の農業〇〇〇〇さん、耕作面積4,005㎡、耕作従事日数は本人が300日、妻150日です。
譲渡人は、5番案件は東町の〇〇〇〇さん、6番案件は阪本の〇〇〇〇さん、7番案件は藤枝市の〇〇〇〇さん、8番案件は阪本の〇〇〇〇です。
申請地は5番案件 阪本の農地3筆、合計面積は958㎡、6番案件 阪本の農地1筆で、面積は26㎡、7番案件 阪本の農地1筆で24㎡、8番案件 阪本の農地1筆で50㎡。区分は売買で両者協議済みです。

理由は、譲受人は規模拡大を図るため譲り受たく、譲渡人は譲受人の要望を受けたため、申請に及んだものです。

場所は、谷口橋右岸側より南東に約450m付近に位置しています。

補足説明を六合地区の委員の方からお願いいたします。

○委員（森 孝雄） 3月5日に六合地区の委員4名と譲受人に立ち会っていただき現地を確認してきました。譲受人は近くでガーベラを栽培しています。申請地は茶園ですが荒れている状態です。今後は生産調整や農機具置場などの倉庫として活用していきたいとのことでした。委員全体でこのままより有効活用した方がいいという結論に至りました。一つ相談ですが、今後の農地の活用状況の確認は初倉地区の委員にお願いしたいです。転用については問題ありません。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。本件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員（鈴木 聡） 農地のあっせんの扱いについて教えてください。また、遠方の方は来ていただくことが必要なのか、リモートでもいいのか教えてください。

○事務局（磯口係長） あっせんですが、基盤法による所有権移転を農地法のあっせんを基に進めています。認定農業者であって規模拡大や青地であるなど条件があり、確認のため委員さんに立ち会っていただいています。条件に合わない場合は農地法第3条でお願いをしています。遠方の方には委任状で対応していますが、近親者が近くにいないなど、所有権移転のため本人の意思が必要であり今後の取り扱いについても考えていかなければと思っています。

○委員（鈴木 聡） 制度を知らない人がいて、譲渡人にも非常に有利な制度です。外に持っていかれるなら近くの人に耕作していただきたいので、委員さんにもお手数を掛けますが、該当案件を知らせるなど、若く意欲がある農業者には特に周知をお願いします。

○議長（山下 忍） その他、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問もないようでございますので採決いたします。

この議案第64号 農地法第3条（所有権の移転）、8件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この2件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

次に、議案第65号 農地法第3条（使用収益権の設定）についてですが、議案第68号の5番、6番案件と関連がありますので、後ほど上程いたします。

先に、議案第66号 転用許可後の事業計画変更について、1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第66号 転用許可後の事業計画変更について）

○事務局（磯口係長） それでは、16ページとなります。

議案第66号 転用許可後の事業計画変更について

下記のとおり事業計画の変更承認申請があったので、承認するものとする。

令和6年3月11日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、1件です。

担当から説明します。

○事務局（櫻井主査） 転用許可後の事業計画変更1件について説明します。17ページをご覧ください。

当初計画人及び変更後計画人は向島町の建設業〇〇〇〇です。

申請地は、稲荷二丁目の田1筆665㎡です。

当初計画及び変更後の計画は駐車場（一時転用）です。

場所は、島田第一小学校から南へ約310mに位置し、農地区分は用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、当初計画人は、令和4年度島田第一小学校校舎等改築工事を受注し、工事関係者用駐車場として申請地を一時転用していましたが、新たに令和5年度島田第一小学校校舎等解体工事及び令和5年度島田高等学校管理教室耐震補強他工事を受注したため、引き続き工区から近い当該地を現況のまま使用したく、申請に及びました。

計画としては、現状のまま工事関係者の車を10台から15台駐車します。進入は北側の市道から、一時転用期間は当初は令和4年9月1日から令和6年3月31日までの計画でしたが、令和7年3月31日まで延長します。農地復旧後は賃貸人の2人が田として管理する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、隣接する農地はなく、一時転用期間を延長しても第3種農地の一時転用期間5年を超さないため、計画変更もやむを得ないと考えます。

○議長（山下 忍） ご意見ご質問はありませんか。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご意見もないようでございますので、採決いたします。この議案第66号 転用許可後の事業計画変更、1件について、申請書のとおり承認することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この1件につきましては、申請書のとおり承認することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に、議案第67号 農地法第4条について、3件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第67号 農地法第4条について）

○事務局（磯口係長） 18ページをご覧ください。

議案第67号 農地法第4条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

令和6年3月11日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、3件です。

担当から説明します。

○事務局（櫻井主査） 農地法第4条3件について、説明します。

1番案件、19ページをご覧ください。

申請人は、高島町の自営業〇〇〇〇さん。

申請地は、高島町の田、現況雑種地1筆187㎡で、転用目的は資材置場、無断転用の是正になります。

場所は、島田第5小学校から東南東へ約210mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、申請者は塗装工事業を営んでおり、事業で使用する資材の置場が必要となり、安全面、防犯面、保全面を考慮し、自宅近くの申請地が適地であると判断したが、農地法の手続きを怠り、無断転用してしまいました。この度適正な手続きを行うべく、転用の申請となりました。

転用内容としては、物置4棟38㎡を含む資材置場となっています。進入は南側の市道から、排水は南側の側溝に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、周辺に農地は残りますが営農への影響は少なく、無断転用の是正でもあるため、許可するにやむを得ないと考えます。

始末書があります。

補足説明を六合地区の委員さんお願いします。

○委員（櫻井 和也） 3月5日午前中、六合地区の委員4名で現地を確認しました。地目は田ですが現況はすでに転用し使用されており、スチール製物置4棟、塗装用資材が置かれていました。無断転用の是正となります。隣接する市道は側溝を含め4mで問題ありません。周囲はほとんど農地がなく影響はありません。よろしくをお願いします。

○事務局（櫻井主査） 2番案件、19ページをご覧ください。

申請人は、野田の農業〇〇〇〇さん。

申請地は、野田の畑、現況雑種地1筆165㎡で、転用目的は駐車場・物置、無断転用の是正になります。

場所は、島田市立総合医療センターから北へ約670mに位置し、街区内の宅地化率が40%以上であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、物置は簡易水道小屋として利用されていたが、50年以上前に簡易水道を使用しなくなったため、そのまま物置として利用し、カーポートは20年以上前に申請者の父親が設置し、隣家に貸していますが、農地法の手続きを怠り、無断転用のまま現在に至ります。この度適正な手続きを行うべく、転用の申請となりました。

計画内容は、40㎡の物置1棟と125㎡のカーポートとなっています。

許可基準に基づく検討状況としては、周辺に農地は残りますが営農への影響は少なく、無断転用の是正でもあるため、許可するにやむを得ないと考えます。

始末書の提出があります。

補足説明を旧市・大津地区の委員さんお願いします。

○委員（増本 努） 3月1日に鈴木委員、萩原推進委員と現地を見てきました。50年以上前に転用されていて、建物も錆びています。無断転用の是正とのことで、周囲に農地はなく問題はないと思います。

○事務局（櫻井主査） 3番、19ページをご覧ください。この案件は、5条8番案件とも関連がありますが、今回は4条部分のみ説明いたします。

申請人は、横井二丁目の無職〇〇〇〇さん。

申請地は、横井二丁目の田、現況雑種地1筆52㎡で、転用目的は貸駐車場です。

場所は、JR 島田駅から西南西へ約430mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3

種農地になります。

申請理由としては、申請人は先々代の時に農地転用の許可を受け、造成工事をしてありますが、近隣住民より駐車場として貸してほしいとの要望により駐車場として貸していますが、当時地目を変更していなかった為、今回新たに転用申請を行いました。

計画としては、砂利敷の駐車場2台を整備する予定です。進入は北側の市道から、排水は雨水地下浸透及び北側の道路側溝へ排水する予定です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地はなく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明はありません。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました、質疑に入ります。ご意見ご質問はありませんか。

○委員（池ヶ谷 明生） 無断転用だとこれまで駐車場で使っていても固定資産税は安いままで、悪い方をするのと逃れているのではないかと思うのですが、罰則などはないのでしょうか。

○事務局（櫻井主査） 固定資産税は、現況課税のため、駐車場で使っていれば、雑種地の課税となっています。なかには、逃れて農地の課税になっているものもあるかもしれませんが、現在は課税課で調査をして、不明なものがあれば農業委員会に確認があります。

○議長（山下 忍） その他、ご意見ご質問はありませんか。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご意見もないようでございますので、採決いたします。この議案第66号 農地法第4条、3件について、申請書のとおり承認することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この3件につきましては、申請書のとおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に議案第68号 農地法第5条について、10件を上程いたします。併せて、関連がありますので議案第65号 農地法第3条（使用収益権の設定）2件について上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第65号 農地法第3条（使用収益権の設定）について）

（議案第68号 農地法第5条について）

○事務局（磯口係長） 初めに、14ページをご覧ください。

議案第65号 農地法第3条（使用収益権の設定）について

下記のとおり使用収益権の設定の申請があったので、許可するものとする。

令和6年3月11日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、2件です。

次は、20ページをご覧ください。

議案第68号 農地法第5条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

令和6年3月11日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、10件です。

○事務局（櫻井主査） 1 番案件、21ページをご覧ください。

譲受人は、旭二丁目の自営業〇〇〇〇さん、譲渡人は旭二丁目の無職〇〇〇〇さんです。

申請地は、旭二丁目の田、現況水路1筆9.22㎡で、転用目的は駐車場・資材置場拡張。無断転用の是正となります。

場所は、島田第五小学校から西へ約330mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

転用理由としては、譲受人は隣地を駐車場、資材置場として使用しており、申請地を譲り受け、造成し一体利用したく、一方、譲渡人は申請地を譲り渡したく相談した結果、話がまとまったため申請に及びました。申請地は平成20年に分筆され、隣接地の住宅の排水路として使用していましたが、その際、農地転用申請を怠り現在に至ります。隣接の住宅は所有者が変わり、現在は建て替えられ、排水路としての用途はなくなっています。この度、適正な手続きを行うべく、転用の申請となりました。

計画内容は、既存駐車場・資材置場564㎡に申請地を追加し、埋め立てて一体として使用する予定です。

許可基準に基づく検討状況としては、周辺に残る農地はなく、譲受人の資金計画についても問題はなく、無断転用の是正でもあるため、許可するにやむを得ないと考えます。

始末書の提出があります。

2 番案件、21ページをご覧ください。

譲受人は大草の会社員〇〇〇〇さん、譲渡人は落合の無職〇〇〇〇さんです。

申請地は落合の田1筆282㎡で、他地目併用全体面積1,641㎡、転用目的は自己住宅です。

場所は、大津小学校から東南東へ約240mに位置し、街区内の宅地化率が40%以上であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、譲受人は現在落合のアパートに仮住まいをしており、以前から自己住宅用地を探していましたが、この度子供が通学している小学校の近くに環境の良い希望の土地が見つかり、一方、譲渡人は申請地を相続により所有していますが、数年来耕作できず管理もままならない状況であり、双方話がまとまったため、申請に及びました。

計画としては、建築面積99㎡の木造平屋建ての住宅1棟と駐車場2台を整備します。進入は東側の市道から、排水は東側の水路へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地は残りますが営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を旧市・大津地区の委員さんお願いします。

○委員（増本 努） 3月1日に鈴木委員、萩原推進委員と現地を見てきました。後日、行政書士にも立ち会っていただきました。現況は不耕作で雑草が生えている状況でした。周囲には農地がなく、西側に農地はありますが、水路をはさんでいます。道路と50cmほど段差があるので盛り土が必要となります。他に問題はないと思います。

○事務局（櫻井主査） 3 番案件、21ページをご覧ください。3 番案件と4 番案件は、関連があります。

賃借人は道悦五丁目の不動産業〇〇〇〇、賃貸人は岸町の会社員〇〇〇〇さんです。

申請地は、岸町の田1筆253㎡で、転用目的は資材置場です。

場所は、島田工業高校から東へ約825mに位置し、街区内の宅地化率が40%以上であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、賃借人は土木工事業を営んでおり、近くにも資材置場を確保しているが、事業

の拡大に伴い手狭となっており、資材置場の確保を要望していたところ賃貸人と話がまとまったため申請に及びました。

計画は盛土整地し、資材置場及び作業スペースを整備します。進入は南側の市道から、排水は雨水浸透の計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地は残りますが営農への影響は少なく、賃借人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

4番案件、21ページをご覧ください。

譲受人は道悦五丁目の不動産業〇〇〇〇、譲渡人は岸町の会社員〇〇〇〇さんです。

申請地は、岸町の田2筆690㎡で、転用目的は住宅用地(特定建築条件付売買予定地)です。

場所は、島田工業高校から東へ約825mに位置し、街区内の宅地化率が40%以上であるため、農地区分は第3種農地になります。

転用理由としては、譲受人は不動産業を営んでおり、譲渡人より申請地を売却したいという相談があり、申請地は住環境に優れ、住宅敷地として重要が見込まれるため当地を住宅用地として販売したく申請に及びました。

計画としては、区画面積208から215㎡の住宅用地(特定建築条件付売買予定地)3区画と進入路55㎡を整備し、進入は南側の市道から、区画Aについては北側の用悪水路へ、区画B及びCについては南側の用悪水路へ排水する計画です。全ての用地販売完了予定は令和11年7月、建売住宅の建設完了予定は令和12年3月を予定しています。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地は残りますが営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を六合地区の委員さんお願いします。

○委員(櫻井 和也) 3月5日に六合地区の委員4名で現地を調査しました。3番は賃貸人の自宅に隣接しており、水路もあるため問題はありません。4番は委員として問題ないと判断しましたが、別の日に近隣の方に話を伺ったところ、北側のお宅の方が家の前に畑があり、詳しい説明がないため2階建ての建物を建てると日照の心配があると言っていました。申請者には説明するよう伝えました。

○事務局(櫻井主査) 5番案件、22ページをご覧ください。

譲受人は藤枝市の宅地建物取引業〇〇〇〇、譲渡人は横岡の無職〇〇〇〇さんです。

申請地は、竹下の田1筆791㎡で、転用目的は分譲宅地です。

場所は、新東名高速道路金谷 IC から北西へ340mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、譲受人は宅地建物取引業を営んでおり、今般当地を分譲宅地敷地として再販し、事業の拡充を図りたく、一方、譲渡人は申請地周辺が造成され、農作業効率が低下してきたため、申請地を売却し生活の安定化を図りたく、双方話がまとまったため、申請に及びました。

計画としては、進入路含む区画面積219~334㎡の分譲宅地3区画を整備します。進入は東側の市道から、排水は金谷土地改良区の指導の下、西側の用悪水路へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地は残りますが、営農への影響は軽微であり、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を五和地区の委員さんお願いします。

○委員(後藤 直) 3月5日に行政書士に立ち会っていただき、五和地区の農業委員3名、推進委員2名で確認をしました。現況は田となっています。東側の用水の上に橋を架ける計画です。排水は分譲地の南側に進入路を作りその下を通し西の用水路へ流す計画です。西側に農地が残りますが、用悪水路があるため影響はないと思います。

○事務局（櫻井主査） 6番案件、22ページご覧ください。

使用借人は東町の発電事業者〇〇〇〇、使用貸人は東町の農業兼製茶業〇〇〇〇さんで、使用貸人は使用借人である発電事業者の代表社員でもあります。

申請地は、東光寺の山林、現況畑2筆10,727㎡の内5.84㎡で、転用目的は、営農型太陽光発電施設（一時転用）です。転用面積は営農型太陽光発電施設の支柱分の面積となります。平成29年2月14日に初回の一時転用許可を受け、その後令和2年2月13日に1回目の更新を受け、今回2回目の更新申請とで3年間の一時転用としての申請です。

15ページ、農地法第3条（使用収益権の設定）の1番案件をご覧ください。この案件については、耕作者と一時転用者が異なるため、農地法第3条（使用収益権の設定）として、申請地の10,727㎡について、5条と同じ一時転用期間、営農型太陽光発電施設の設置に係る区分地上権の申請があります。場所は、国道1号線藤枝バイパス東光寺ICから北東に約800m入った場所に位置し、農用地区域内農地（青地農地）です。

申請理由は、使用貸人は市内で農業及び製茶業を営んでいますが近年の茶業経営は大変厳しく、農業経営の維持を図るため、営農型太陽光発電事業の継続を行いたく、本申請に至っているものです。

計画としては、現在1枚260wの太陽光パネルを3,864枚設置、合計出力は1004.64kw、パワーコンディショナーは50kwを17台、32.24kwを1台、合計18台の設備認定出力は882.24kw、架台高さは営農に支障のない高さの2.5m、パネル角度は南向き20度、遮光率は54%、基礎はスクリー式の杭を2m打込んでいますが、これらの設備を継続して使用する計画です。

転用面積は、支柱1,288本の合計5.84㎡を転用します。

施設下部農地は13,451㎡、作物は当初は改植による茶の栽培としていましたが、茶況の悪化により一部を千両に変更する計画変更が出され、平成31年4月15日に承認されています。現在は、千両が8,535㎡、茶が4,955㎡で、単収見込みは千両が80%、茶が80.39%を見込んでおりますが、令和5年は千両については3kgの出荷実績、茶については育成中のため収量実績はありません。

今回の案件は、更新期間を過ぎていたため、一時転用期間を、本来、更新の許可を得るべきだった令和5年2月から3年とします。

許可基準に基づく検討状況は、施行地は自己所有の山林と農地で、農地面積も大きいので、耕作管理に苦慮しているようであり、また、毎年の営農状況の報告の際も、生産実績はまだわずかですが、千両の出荷伝票の提出もあり、今後は出荷先を増やしていく計画とことです。茶については、令和6又は7年から収穫しはじめ、無農薬栽培の為他の茶とは区別して自分の所有する茶工場製茶する計画とことです。撤去費について確保されており、営農状況を経過観察し、今回の申請については3年間の一時転用許可をするにやむを得ないと考えます。

補足説明を六合地区の委員にお願いします。

○委員（森 孝雄） 2月21日に六合地区の委員4名、山下会長、事務局で現地を確認しました。お茶については軌道にのっておらず、収穫ベースには至っていません。千両についてはそれなりに大きいものもあり、少しですが収穫し出荷もしています。下部の農地の草は刈って綺麗にしています。生育は不確定ですが、3年間生育を見守っていかれたらと思っています。

○事務局（櫻井主査） 7番案件、23ページをご覧ください。

使用借人は東町の発電事業者〇〇〇〇、使用貸人は東町の農業兼製茶業〇〇〇〇さんです。

申請地は、東町の農地1筆2,266㎡の内0.29㎡で、営農型太陽光発電施設として3年間の一時転用とする申請です。

令和2年10月15日に初回の一時転用許可を受け、今回1回目の更新申請となり、3年間の一時転用としての申請です。

15ページ、農地法第3条（使用収益権の設定）の2番案件をご覧ください。この案件については、耕作者と一時転用者が異なるため、農地法第3条（使用収益権の設定）として、申請地の2,266㎡に

ついて、5条と同じ一時転用期間、営農型太陽光発電施設の設置に係る区分地上権の申請があります。場所は、六合東小学校から北東へ約280m、東町公会堂ひなたから南東へ約100mに位置し、農地区分は農用地区域内農地（青地）となります。

理由は、土地の有効利用と環境への配慮の観点から営農型太陽光発電施設を設置し、農地として維持しつつ太陽光発電の売電収入を得ることができ、農業経営の安定を図るため、更新の申請に及びました。

計画としては、現在1枚315wの太陽光パネルを268枚設置、合計出力は84.42kw、パワーコンディショナーは5.5kwを9台設置し認定出力49.5kw、架台の高さは2.5mでパネル角度は南東向き15度、遮光率は62%、基礎はスクリー式杭を2.5m打込んでいますが、これらの設備を継続して使用する計画です。

施設下部の農地面積は724.51㎡で作物は黄色の千両、下部以外の農地の作物は、南高梅の梅です。初回申請時は灵芝を栽培する予定でしたが、コロナ禍で香港からコンテナが輸出されないまま留まり、苗が腐ってしまい断念しました。令和5年に新たに希少価値のある黄色の千両を植えました。この千両の収穫量についてですが、添付された事業計画書によると、おおむね5年目から販売が可能で、地域の平均的な単収として、10aあたり5,687本収穫できると換算し、申請地での反収は80%の4,550kgを見込んでおります。

今回の案件は、更新期間を過ぎていたため、一時転用期間を、本来、更新の許可を得るべきだった令和5年10月から3年とします。

許可基準に基づく検討状況は、撤去費について確保されており、千両は植えたばかりではありますが、6番案件で行っている営農型太陽光発電下部農地の千両の出荷実績もあるため、営農状況を経過観察し、今回の申請については3年間の一時転用許可をするにやむを得ないと考えます。

補足説明を六合地区の委員さんお願いします。

○委員（増田 幸雄） 3月5日午前中に六合地区の委員4名で確認してきました。ソーラは全体の3分の1程度で下部では千両が作られており、奥に南高梅の梅が趣味程度に植えてあります。植え替えをして1年ほどとのことで収穫はまだです。西側に所有者の茶工場があり影の影響で耕作されていない部分は止むを得ないと思います。周囲の農地にソーラでの影響はないと思います。3年様子を見ることでいいかと思います。

○事務局（櫻井主査） 8番案件、24ページをご覧ください。先ほど許可を得た4条3番案件と関連があります。

譲受人は、横井二丁目の無職〇〇〇〇さん、譲渡人は菊川市の農業〇〇〇〇さんです。

申請地は横井二丁目の田1筆919㎡、他地目併用全体面積991㎡、転用目的は貸駐車場になります。

場所は、JR 島田駅から西南西へ約430mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、譲受人は隣接地に貸し家を有し賃貸しております。一方、譲渡人は高齢になり、申請地を耕作・管理することが困難となってきました。また、申請地は接道を有さず、譲受人の土地を通らないと進入ができません。そこで両者話し合いにより、譲受人が申請地を取得し、老後の生活収入安定の為、当地が島田駅より近く需要が見込まれる一般の時間貸駐車場にしたいと申請に及びました。

計画としては、時間貸の駐車場27台と進入用通路を整備する予定です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地に隣接する農地は残りますが、営農への影響は軽微であり、譲受人の資金計画についても問題はなく、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を旧市・大津地区の委員さんお願いします。

○委員（鈴木 芳信） 3月1日に、増本委員、萩原推進委員の3人で見てきました。囲まれた田で

最近まで耕作はされているように見え、一部畑となっています。入口の道路が少し狭いと感じましたが、問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

○事務局（櫻井主査） 9番案件、24ページをご覧ください。

譲受人は東京都の分譲住宅業〇〇〇〇、譲渡人は宝来町の会社員〇〇〇〇さんです。

申請地は、御仮屋町の田4筆505.5㎡、他地目併用全体面積1,208㎡、転用目的は分譲宅地です。事業面積が1,000㎡以上であるため、土地利用事業承認案件になりますが、令和6年2月26日に承認がおりています。

場所は、島田商業高校から東へ約540mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、譲受人は現在、静岡店にて分譲を行うための住宅用地を、ニーズが増えている島田市内で探していたところ、申請地が条件に一致し、譲渡人と話がまとまったため、申請に及びました。

計画としては、区画面積170から264㎡の分譲宅地5区画と位置指定道路198㎡を整備します。進入は北側の市道から、排水は申請農地北側の水路へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地は残りますが、営農への影響は軽微であり、譲受人の資金計画についても問題はなく、土地利用事業計画の承認も下りている為、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を旧市・大津地区の委員さんお願いします。

○委員（萩原 憲一） 3月1日に増本委員と鈴木委員の3人で確認しました。現況は不耕作となっています。市道本通御仮屋線から進入路をつくり、側溝から排水する予定です。周囲は全て宅地となり問題ないと思います。

○事務局（櫻井主査） 10番案件、24ページをご覧ください。

譲受人は向島町の総合建設業〇〇〇〇、譲渡人は向谷元町の無職〇〇〇〇さんです。

申請地は、向谷元町の田3筆1,272.3㎡、他地目併用全体面積1,890㎡、転用目的は分譲宅地です。事業面積が1,000㎡以上であるため、土地利用事業承認案件になりますが、令和6年3月8日に承認がおりています。

場所は、国道1号線向谷ICから北へ100mに位置し、第1種中高層住居専用地域で用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、譲受人は交通の便が良く、閑静な住宅街であるため、分譲地として最適地と判断し、譲渡人と話がまとまったため、申請に及びました。

計画としては、区画面積168から223㎡の分譲宅地7区画と位置指定道路368㎡を整備します。進入は東側の市道から、排水は位置指定道路の道路側溝を通じて、最終的には北側の水路へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に残る農地はなく、譲受人の資金計画についても問題はなく、土地利用事業計画の承認も下りている為、許可するにやむを得ないと考えます。

補足説明を旧市・大津地区の委員さんお願いします。

○委員（鈴木 芳信） 3月1日に増本委員と萩原推進委員の3人で確認しました。併用地となっている場所は内職のための小屋など3棟が建っています。もう一つの併用地は駐車場になっていてここを進入路にする計画です。耕作者が年に3回くらい水路を整備していました。これで周辺に農地はなくなるため、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員（森 孝雄） 言葉について教えてください。10番ですが第1種中高層住居専用地域とはどんな地域ですか。

○事務局（櫻井主査） 都市計画法で定められており、中高層住宅の良好な住環境を守るための地域で、容積率によって4階建て以上の建物も建てることができます。低層住居専用地域ですと高い建物は建てられなくなります。

○委員（森 孝雄） 以前、許可を取り自宅兼店舗を建て営業していた方がいて、店舗は建てられない地域ということで店舗をやめた方がいるのですが、業者はそういうことを知らないのですか。困るのは建てた方になります。

○事務局（櫻井主査） 農地転用の申請を出していただく際に、他法令の部署との調整報告書を出していただいております。都市計画法についても各申請者に確認していただくことになっています。

○事務局（山本局長） 補足させていただきます。この土地計画法の地域ですが、都市計画で決められているので、農業委員会で決めているものでないことをご理解いただきたと思います。

○委員（鈴木 聡） 営農型太陽光発電施設についてお伺います。昨年暮れからガイドラインの改正についてパブリックコメントの募集があり覗かしていただいていたと思います。島田でも過去の諸問題があるが、ガイドラインを見ると既存の施設についても是正処置を求めたり、かなり厳しくなることが書いてありました。市内にも過去に遡るとなると難があるものがあるが、事務局ではどのように考えているか。また、遮光率の訂正があった案件がありましたが、パネル面積と下部面積でだしていたものを、梁などをひっくり返して計算して変わったということでしょうか。

○事務局（櫻井主査） 法律で厳しくなるということで、既存の営農者に対しても今年から年一度の報告のときに厳しくなることを周知はしています。許可の更新の判断も委員の皆さんと会議のときなどで決めていかなければならないと思います。撤去にもかかわってくることで、事務局だけでなく委員の皆さんと慎重に判断していく必要があると思います。遮光率ですが数か月前に標させていただきましたが、国の計算方法に準じて計算したところ遮光率が変わりました。

○委員（鈴木 聡） ガイドラインを見ると、下部の栽培に遮光率が適さない場合は一部パネルを取るなど是正勧告ができるようなので、早めに営農者の耳にも入れておいた方がいいと思いますのでよろしく願います。

○議長（山下 忍） その他、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問も無いようでございますので、採決いたします。

この議案第65号の農地法第3条（使用収益権の設定）2件、及び議案第68号の農地法第5条、10件については、申請書の提出どおり許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって議案第65号の2件、及び議案第68号の10件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

次に、議案第69号 非農地の判断について、21筆を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(議案第70号 非農地の判断について)

○事務局(磯口係長) それでは25ページをご覧ください。

議案第70号 非農地の判断について

下記のとおり、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に置いて、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(B分類)に区分された土地について、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準について」(19経営第7907号農林水産省経営局通知)に基づき、非農地と判断するものとする。

令和5年3月11日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍
件数は、21筆です。

○事務局(鈴木期間任用職員) 26ページです

今回、農家台帳に登載されているものの中で、再生不可能と判断できる農地21筆、合計13,643㎡について行うもので、大字、地番、地目、面積、所有者等については表に記載のとおりです。

これらは個別に申し出や相談があったもので、周辺状況と合わせ再生利用が困難な山林原野となっております。別添の資料とあわせて筆別一覧表をご覧ください。

1番から9番については川根町家山になります。国道246号線沿いに散在する土地で、資料に案内図、また主な場所は箇所図にしてあります。この中で面積の一番大きな筆を代表としましてその航空写真と現況について御覧のとおりとなっております。

10番から12番は金谷天王町のJRの南側の斜面にある土地です。航空写真と現況は資料のとおりですが、次のページにありますよう法務局の公図におきまして、3筆が筆界未定とされています。非農地判断については農地台帳が農地の11番のみをすればいいのですが、筆界が確定していないことから今後登記地目の変更を法務局に進めていくなかで合わせた確認とさせていただきます。

13番から17番は東光寺になりますが、場所は国道1号の南、カネ松製茶の西側にある山の中腹にある土地です。すでに登記地目が山林であることで売買による所有権が変わってしまっていることから、所有者からの非農地証明の基準では対応できなくなっているもので、周囲が山林であることが確認できましたので隣接した狭小な3筆と合わせて非農地と判断するものです。

18番と19番についてはいずれも山林に囲まれた孤立した土地となります。現場への到達が難しく撮影も困難であることから、位置的なところを航空写真で確認できるようにいたしました。

場所は、18番の伊久美については中平地区の東の山間部、19番の野田はばらの丘団地の西の山あいの土地で今後急傾斜地の指定を受けるところとなります。

20番、21番の伊太については相続に伴い、3条の届出時にいくつかの農地と合わせて相談があったもので、場所と状況は御覧のとなっております。周囲は山林で集団の農地と分断ができていることから非農地の判断とするものです。

計のかつこ書きにつきましては、金谷天王町の農地台帳が山林の2筆を除いた数値となっております。以上です。

○議長(山下 忍) 説明が終わりました。これにより質疑に入ります。
ご意見ご質問がありましたら、お願いします。

○出席委員 (質疑なし)

○議長(山下 忍) ご質問が無いようでございますので、採決いたします。
この議案第69号の非農地の判断について、非農地と判断することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この21筆につきまして、非農地と判断することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に、議案第70号 農用地利用集積計画について、26件について、事務局の説明を求めます。

（議案第70号 農用地利用集積計画）

○事務局（磯口係長） それでは、27 ページをご覧ください。

議案第70号 農用地利用集積計画について

農用地利用集積計画（第12号）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の依頼があったので、これを決定するものとする。

令和6年3月11日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は26件で、所有権移転は2件、2,313㎡。

利用権設定については、使用貸借が12件で12,388.64㎡。賃貸借は9件で16,451㎡。使用貸借の転貸が1件で3,449㎡。賃貸借の転貸が2件で989㎡。それぞれ畑と田の内訳につきましては右に記載のとおりです。

内容については担当から説明します。

○事務局（大塚主査） 28 ページをご覧ください。農用地利用集積計画（所有権移転）の説明をします。

1番、所有権移転をする農地は、番生寺の畑1筆 面積は1,373㎡。

譲受人は、番生寺の〇〇〇〇さん、譲渡人は焼津市の〇〇〇〇さん。

利用目的は野菜です。

こちらは後藤委員と平井委員に調整委員として立会いをしていただきました。

申請地は青地で、譲受人の西山さんは認定農業者で隣接の農地を所有及び耕作しており、今後の適正な管理も見込まれることから、所有権移転について問題ないと思われま

2番、所有権移転をする農地は、岸町の田1筆、面積は940㎡。

譲受人は、番生寺の〇〇〇〇、譲渡人は岸町の〇〇〇〇さん。

利用目的は水稻です。

こちらは森委員と櫻井委員に調整委員として立会いをしていただきました。

申請地は青地で、譲受人の株式会社ハラダ製茶農園は認定農業者で隣接の農地を所有及び耕作しており、今後の適正な管理も見込まれることから、所有権移転について問題ないと思われま

説明は以上です。

○事務局（石原主事） 農用地利用集積計画(利用権の設定)について設定期間ごとに、面積、権利の種類などの説明をします。いずれも令和6年4月1日貸借開始となります。

29 ページです。

設定期間2年間です。

3件、5筆で面積は合計4,730㎡です。

権利の種類は使用借権で、新規設定が1件、再設定が2件です。

30 ページです。

設定期間4年間です。

1件、1筆で面積は656㎡です。

権利の種類は使用借権で、新規設定です。

31 ページです。

設定期間 5 年間です。

6 件、8 筆で面積は合計 9,933 m²です。

権利の種類は使用借権が 2 件、賃借権が 4 件で、新規設定が 3 件、再設定が 3 件です。

32、33 ページです。

設定期間 10 年間です。

10 件、15 筆で面積は合計 13,322 m²です。

権利の種類は賃借権が 5 件、使用借権が 5 件、全て新規設定で、内 1 件が解除条件付の契約になります。

34 ページです。

設定期間 20 年間の内訳です。

1 件、1 筆で面積は 198.64 m²です。

権利の種類は使用借権で、新規設定です。

35 ページです。

続いては、農地中間管理事業の一括方式を利用した転賃の案件です。

設定期間 4 年間です。

2 件、2 筆で面積は合計 989 m²です。

権利の種類は 2 件とも賃借権で、新規設定です。

36 ページです。

設定期間 6 年間です。

1 件、3 筆で面積は 3,449 m²です。

権利の種類は使用借権で、新規設定です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。
ご意見ご質問がありましたら、お願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問も無いようでございますので、採決いたします。

この議案第 70 号 農用地利用集積計画、利用権設定の案件 26 件について、決定することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この 26 件につきましては、計画書の提出のとおり決定することに致します。

議案第 71 号 農地利用最適化推進委員の決定について上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第 71 号 農地利用最適化推進委員の決定について）

○事務局（磯口係長） 37 ページになります。

議案第 71 号 農地利用最適化推進委員の決定について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 17 条第 1 項の規定により農地利用最適化推進委員を下記のとおり決定するものとする。

令和 6 年 3 月 11 日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

内容は別紙のとおりです。

農地利用最適化推進委員の決定について説明いたします。38ページをご覧ください。

先月の総会で 金谷地区の農地利用最適化推進委員1名からの辞任の願いについてご審議をいただき、1名が欠員となっています。

農業委員会等に関する法律第19条第1項の規定により新たな委員について推薦・募集をしなければなりません。また、農業委員会等に関する法律施行規則第13条第2項の規定により推薦・募集を概ね1か月間行う必要があることから、2月の総会后2月13日から3月8日まで推薦・募集を行いました。

その結果、別紙のとおり1名の推薦をいただき、候補者となっています。

委嘱にあたりまして、農地利用最適化推進委員の決定をお願いするものです。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたら、お願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問も無いようでございますので、採決いたします。この議案第71号 農地利用最適化推進委員の決定について同意することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、農地利用最適化推進委員について名簿のとおり決定することにいたします。

以上をもちまして本日の案件は終了いたしました。これをもちまして、総会を閉会いたします。